

平成30年第2回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成30年3月30日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年3月30日（金）午後1時30分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第62号
- 第 4 （総務常任委員会付託案件）
議案第62号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君
3番	室	岡	啓	史	4番	広	瀬	大	海
5番	上	杉	育	子	6番	山	田	伸	之
7番	荒	井	眞	理	8番	駒	形	信	雄
9番	渡	辺	慎	一	10番	坂	下	善	英
13番	中	川	直	美	14番	中	川	隆	一
15番	中	村	良	夫	16番	佐	藤		孝
17番	猪	股	文	彦	18番	近	藤	和	義
19番	祝		優	雄	20番	竹	内	道	廣
21番	金	田	淳	一	22番	岩	崎	隆	寿

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
教育長	渡	邊	尚	人	君	総務部長	渡	邊	裕	次	君
企画財政部長	濱	野	利	夫	君	市民福祉部長	後	藤	友	二	君
建設部長	猪	股	雄	司	君	総務部副課長（兼税務部長）	坂	田	和	三	君

市民福祉部 副部長 (兼環境 対策課長)	鍵	谷	繁	樹	君	産業観光部 副部長 (兼交通 政策課長)	本	間		聡	君	
産業観光部 副部長 (兼農林 水産課長)	高	野	博	明	君	建設部 副部長 (兼上下 水道課長)	渡	部	一	男	君	
会計管理者 会(兼会計 課長)	源	田	俊	夫	君	総務部 総務課長 (兼選挙 管理委員 事務局長)	甲	斐	由	紀	夫	君
企画財政部 財政課長	磯	部	伸	浩	君	教育委員会 学校教 育課長	吉	田		泉	君	
教育委員会 社会教育 課長	越	前	範	行	君	監査委員 事務局長	加	藤	留	美	子	君
農業委員会 事務局長	佐	々	木	雅	文	消 防 長	中	川	義	弘	君	

事務局職員出席者

事務局 長	村	川	一	博	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調 査係	梅	本	五	輪	生	議事調査係	岩	崎	一	秀	君

午後 1時30分 開会・開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、18番、近藤和義君及び20番、竹内道廣君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） 去る3月28日に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、各常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第62号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第62号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第62号 平成30年度佐渡市一般会計暫定予算について。

本予算案は、平成30年第1回市議会定例会に提出した一般会計当初予算が否決されたことから、4月以降の市民生活に大きな影響が生じないように、4月から6月までの3カ月間を暫定期間とし、期間内に必要な経費を暫定予算として議会に上程するものです。

予算規模は、歳入で232億7,686万4,000円、歳出で276億7,756万1,000円とするもので、予算内容は歳入では暫定期間内に収入が見込まれる額を予算計上したほか、国、県支出金については歳出に対応するルール上の額を予算計上いたしました。また、歳出では、否決された当初予算をベースにしまして、新規事業は原則として除き、義務的経費や市民生活上必要な経費などを予算計上したものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより質疑に入ります。

議案第62号 平成30年度佐渡市一般会計暫定予算についての質疑を許します。

本案の質疑は、歳入と歳出に分けて行います。

それでは、議案第62号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第62号についての歳出に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 今市長の説明で232億円という大きな予算が組まれているのですが、暫定としてはもう異例中の異例です。こういう形で組まれておりますが、本来佐渡市の財政需要額は240億円弱だと思うのです。そうすると、財政需要額全体を盛り込んだというふうに見ればいいのですか。この後6月以降本予算でどういう形になってくるのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明いたします。

暫定予算の考え方については、お手元に配付いたしました概要に予算計上の仕方が書いてございます。歳入につきましては、今ほど市長が申しあげましたように、暫定期間内に見込まれる額ということで、4月から6月までの間に入って来る額ということで計上してございます。

それから、歳出につきましても同じことございまして、4月から6月までの暫定期間内に必要となる義務的経費、市民生活上必要な経費ということで、ここに例に書いてございますが、人件費、公債費、扶

助費、扶助費については生活保護費だとか障害福祉サービス事業費、児童手当などでございます。市民生活上必要な経費につきましては、小中学校、保育園、老人福祉施設等の市有施設に係る維持管理経費やごみ収集事業などということでございます。

それから、除いた新規事業ということでございますが、お手元にお配りしました歳出予算の説明欄に二重丸がついてございまして、事業名が書いてございます。否決された当初予算には、平成29年度には記載がなかった新規事業もございました。暫定予算においては、この新規事業については原則計上しないということになってございます。

それから、③に書いてございますが、国、県の補助事業については新規事業も含め全額計上したということございまして、例といたしましては航路運賃低廉化事業などの特定有人国境離島地域社会維持推進事業、地方創生の部分、それから社会資本整備というようなものでございました。国、県への補助事業につきましては、通常年度当初に国とか県に交付申請を行います。その際には年間の事業費を一度に申請する必要がございまして、予算措置もされておることが条件となりますので、国、県の補助事業につきましては歳入歳出とも事業全体を暫定予算に計上させてもらっておるものでございます。

それから、普通建設に関しましては④に書いてございますが、前年度までに継続費として決めておるもの、それから債務負担行為として議決されたもの、それから施設の補修工事等緊急に実施する必要があるものということで、下に例が書いてございますが、継続費につきましては史跡佐渡金銀山遺跡ガイダンス施設整備事業、それから債務負担につきましては漁港整備事業、施設の補修工事につきましては安全・安心まちづくり、地域要望のようなもの、それから高齢化集落のようなもの、これについては全額を計上させてもらったというような内容になってございます。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） これもう少し私の質問に合わせて説明してください。私は、財政需要額というものが基本にあるから、この中で今あなたが一生懸命事業費がどうのこうのという話しておるけれども、そういう説明をするなら財政需要の部分とここで暫定としてのせた事業費がどうだというぐらいな話ならいいけれども、私が聞いておるのは財政需要額は6月以降変化しないのですかと聞いている。というのは、もう一つ突っ込んで話をしましょうか。市長、議会は副市長1人制という条例を可決しましたよね。こういうものを受けて財政需要に係るものが変わるのか、変わらないのかと、私は本筋を聞きたいの。私が聞いたのはそういうことなのです。

○議長（岩崎隆寿君） 磯部財政課長。

○企画財政部財政課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

財政需要、多分交付税のことだと思いますが、我々のところでは標準財政規模で270億円程度、平成29年度ございました。そういったものが一般財源ベースというところになろうかと思えます。それに今ほど企画財政部長が説明しましたように国県の補助事業、そういったものがかみ合わさるということになろうかと思えます。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 後半部分のご質問に関しましては、先日議会で議決されました条例の内容ののっとった中で、条例の規定に背くことなく、内部で粛々と予算執行をしていきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 市長、これそんなに時間がないのです。というのは、これは予算が否決をされたというのは市長の不信任と同義語なのですよ。やはりそういう感覚でこの後の対応をしなければなりません。そして、副市長1人制と議会が言ったのは、現在の役所の組織全体を見直ささいと言ってるのですよ。副市長を1人にしなさいというのはそういうことなのです。そこを十二分に理解をしないと。ですから、私は途中で変更があるようなことはあるの、ないと聞いている。だから、今市長は条例にのっとってと言った。任期中はやらないよという意味なのだと思うのです。ところが、それではもうらちが明かないのです。そこへ行ってあなた投げるのですか。そうではないでしょう。副市長は1人制なのだから、もう準備を始めなければ。そこへ行って投げるということにはならないのですよ。だから、その覚悟のほどを聞いているのですよ。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ですから、先ほど申しましたように、条例の範囲の中でしっかり現状の部長制も含めて今後もその中でしっかり施策を打っていくための行政に全力を尽くしたいと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての歳出に関する質疑を終結いたします。

以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第62号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで委員会審査のため休憩します。

午後 2時24分 休憩

午後 5時55分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第62号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、これより総務常任委員会に付託した議案第62号を議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第62号 平成30年度佐渡市一般会計暫定予算について。本案は、平成30年度佐渡市一般会計暫定予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は、歳入では232億7,686万4,000円とし、歳出では276億7,756万

1,000円とするものであります。

本暫定予算は、本年4月以降の市民の生活に大きな影響が生じないように、4月1日から6月30日までの3カ月間を暫定期間として、当該期間内に必要な経費を予算計上するものとなっております。主な内容は、歳入では暫定期間内に収入が見込まれる額のほか、国庫支出金及び県支出金については歳出に対応するルール上の額を予算計上し、歳出では否決となった平成30年度佐渡市一般会計予算をベースとして、新規事業は国及び県の補助事業に係るもの以外を原則として除き、義務的経費及び市民の生活上必要な経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第62号 平成30年度佐渡市一般会計暫定予算についての討論に入ります。

荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無党派、無所属の荒井眞理です。皆さんおおむね賛同をいただくとされる議案に対して、あえて賛成討論をさせていただきます。ありがとうございます。

4月1日からの市民生活に直結する暫定予算ですから、3月30日の今日に至っては賛成せざるを得ないという考えが私どもにはありますが、一方政策立案に対する根本的な苦言を呈しての賛成であると述べておきたいと思っております。市長、執行部の皆様には、一般会計当初予算が反対多数であったことを重く受けとめていただきたいと改めて思っております。暫定予算の性格は、一般的には本予算が成立するまでのつなぎ予算と言われ、経常的、義務的な最低限の経費を計上することが通常で、時の執行部の政策的な経費、新しい事業に伴う経費、議会で問題となった経費などは計上を避けることが望ましいとされています。これは法的縛りではありませんが、このつなぎ予算としての性格の理解については、佐渡市も初めて一般会計当初予算が否決される事態となり、大いに参考にすべきと考えます。しかし、私たち社会文教常任委員会で今し方再審査しました佐渡文化財団については、その名称もさきの審査時と異なり、委員会報告でもその名称について間違えたほど、計画の中身も知れば知るほど不安を募らせるものでした。

市長初め執行部の皆様は、ここで賛成、可決された後も大きな私どもの不安と不信感を残したものがあるということを覚えて、この緊張感を持って執行に当たっていただくということを期待し、賛成討論いたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの賛成討論は終わりました。

議案第62号についての討論を終結いたします。

これより議案第62号 平成30年度佐渡市一般会計暫定予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成30年第2回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 6時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 近 藤 和 義

署 名 議 員 竹 内 道 廣